

子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担
減額調整措置の廃止を求める意見書

子どもの医療費助成は、すべての都道府県で実施され、通院では、中学卒業までが九百三十自治体、それ以上は二百四自治体、全自治体の六五%に上る（二〇一四年四月現在）など独自の努力を進めている。その背景には、子育て世帯の深刻な暮らしの実態と切実な願いがあり、少なくない自治体が「子育てしやすいまち」、「子育てを応援するまち」を掲げて対象年齢を引き上げる努力を続けている。

本年三月、政府は、閣議決定した少子化社会対策大綱で「結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る」と明記している。「住んでいる地域によって受けられる子どもの医療費助成に差があるのをなくしてほしい」、「どの子も安心して医療が受けられるよう、国が制度をつくってほしい」との声は、全国共通であり、五割近くの自治体が国の責任で無料制度創設を求める意見書を採択し、全国知事会からも国制度の創設を強く求めている。国として、子どもの新たな医療費助成制度の創設を決断すべきである。また、国は、この地方が単独で行っている医療費助成制度について、自己負担の減額を行うことによって医療費の増大につながっているとし、現物給付を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金等を削減している。これは、国の政策でもある少子化対策やセーフティーネットを、独自の手法で補つている地方自治体から見れば、その努力を阻害するものであり、財政的にも困難を抱える自治体への足かせとなつていている。

国においては、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」が設置され、地方単独事業についても検討されることとなつたが、今まさに、その構造的問題の解決に向けて、国と地方の双方が努力しなければならない時期にある。

よつて、政府におかれでは、子どもの新たな医療費助成制度を創設するとともに、子どもの医療費助成など地方単独の事業に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十七年十二月　　日

福岡県議会議長　井　上　忠　敏

内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿
総務大臣　　高　市　早　苗　殿
厚生労働大臣　　塩　崎　恭　久　殿
内閣府特命担当大臣　　加　藤　勝　信　殿